

# 鹿児島木材産業協同組合電気供給規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は鹿児島木材産業協同組合(以下「組合」という。)が定款第7条第1項の規定に基づき、共同受電事業として九州電力株式会社(以下「電力会社」という。)から受電した電気を、本組合の団地内の事業場施設等に供給するときの組合員の使用条件等について定めるものである。

(遵守義務)

第2条 組合員は、この規約を誠実に遵守しなければならない。

(供給方式)

第3条 本組合は、組合員に対し次の電気方式による供給を行う。

- (1) 高圧使用 標準電圧 6,000ボルト
- (2) 低圧使用 標準電圧 100ボルトまたは200ボルト

(届出)

第4条 組合員は団地内で電気設備の新設、増設、休止及び廃止等(以下「新增設等」という。)を行うときは、電力使用(廃止)申込書に図面を添付して本組合に届け出なければならない。

## 第2章 財産区分

(財産分界点等)

第5条 団地内6kV受配電設備及び6kV, 200V, 100V配電線路(電柱、変圧器、電力量計、付帯設備を含む)の一切を組合の所有とする。

- 2 高圧使用の場合、6kV引込み口に設ける区分開閉器の電源側端子を財産分界点とする
- 3 低圧使用の場合、各引込口の第一支持点を以って財産分界点とする。但し、第一支持点の支持物は組合員の所有とする。

## 第3章 保守責任等

(組合員の保守責任等)

第6条 組合員は、その所有する電気工作物の保全に努めなければならない。

- 2 組合員は、電気工作物の施工運用及び保全等に関する本組合の指示及び主任技術者が園保安のために行う指示に従わなければならない。
- 3 組合員は、団地内の電気工作物の工事、維持等のために行う組合の停電作業に協力しなければならない。

(主任技術者の業務)

第7条 主任技術者は、団地内の共同受電事業に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を誠実に行うものとする。

(緊急時の電気供給停止)

第8条 主任技術者は、共同受電事業の保安上の危険防止のため緊急やむを得ない場合は、電気の供給を停止することができる。

(保守業務の外部委託)

第9条 組合は、共同受電事業に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務の一部を外部に委託できるものとする。

#### 第4章 工事負担金

(工事負担金)

第10条 本組合は、電気工作物の新增設等により電気工事が発生した場合は、材料費及び工事費を工事負担金として組合員若しくは工事施工業者等に請求するものとする。なお、材料費の中には、検定済みの電力量計（高圧使用の場合PCTを含む。）を含むものとする。

#### 第5章 経済責任

(経済責任)

第11条 団地内の電気工作物の経済責任は第2章に区分された財産区分により組合及び各組合員の責任とする。

- 2 組合員が電気工作物の新增設等を行ったことにより、組合所有の設備を変更する必要が生じた場合は、当該経費の全部又は一部を組合員に負担させることができる。
- 3 天災地変等災害による復旧工事費は第2章の区分に区分された財産区分により組合及び各組合員の負担とする。
- 4 組合員の電気工作物の事故が原因で組合施設に誘発事故が発生した場合は、その復旧工事費は故意になされた事故でない限り第2章の区分により組合及び組合員の負担とする。
- 5 前項の事故でその原因が故意又は組合から電気工作物の改修を命ぜられながら理由なくその改修を遅滞したことによる事故であると認められた時は、その復旧費は財産区分に関係なく、当該事故発生時の組合員の負担とする。

(電力会社への賠償)

第12条 団地内の事故が原因で電力会社施設に損害を与えた場合において、前条第5項の規定に該当する事故の場合は、当該事故発生時の組合員がその賠償の責を負うものとする。

## 第6章 契約種別

(契約種別)

第13条 契約種別は次の通りとし、契約電力の算定は電力会社の電気供給約款に準ずるものとする。

- (1) 高圧使用
  - ① 産業用電力A
  - ② 産業用電力A-I
  - ③ 業務用電力A
  - ④ 業務用電力A-I
  
- (2) 低圧使用
  - ① 定額電灯
  - ② 従量電灯B, C
  - ③ 臨時電灯B, C
  - ④ 公衆街路灯
  - ⑤ 低圧電力
  - ⑥ 臨時電力
  - ⑦ 深夜電力

## 第7章 料 金

(電気料金算定)

第14条 共同受電による電気料金は、次のとおり算定して、組合員から徴収するものとする。

(1) 組合員の電気料金算定方法

- ① 組合員の電気料金は下記の(B)の額に電気料金修正率を乗じて算定する。  
電気料金修正率は下記の(B)を(A)で除した値(小数点第8位までの値とし、第9位を四捨五入する。)とする。  
(A) 組合への電力会社からの電気料金請求額  
(B) 電気供給方式、契約種別、契約電力及び電力量料金等に基づいて電力会社供給約款に準じて算定した各組合員の電気料金

(2) 端数整理

上記(1)①の算定で生じる円未満の端数は、切り捨てるものとする。

## 第8章 使用料及び手数料

(使用料及び手数料)

第15条 共同受電事業実施に伴う電気工作物等の維持管理費、及び運用等の費用に充てるため、別に定める「鹿児島木材産業協同組合使用料及び手数料徴収に関する規約」に基づき、共同受電使用料及び共同受電手数料を徴収できるものとする。

## 第9章 供給の停止等

(供給の停止)

第16条 組合員が次のいずれかに該当する場合は、組合は、その組合員について電気の供給を停止することがある。

- (1) 組合員の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- (2) 組合の電気工作物を故意に損傷するなど、組合に重大な損害を与えた場合
- (3) 組合員が電気料金等について支払期限を経過して、なお支払われない場合。なお、

この場合においては、特別な事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告するものとする。

- 2 組合員が次のいずれかに該当し、組合がその旨を警告しても改めない場合には、その組合員について電気の供給を停止することがある。
  - (1) 組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
  - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
  - (4) 主任技術者等が組合の電気工作物の設計、施工、改修等の業務、組合員の電気工作物の検査等の業務、及び計量器の検針その他保安等の業務を実施する場合において、組合員の土地または建物に立ち入ることについて、正当な理由なく拒否された場合
- 3 組合員が、その他この規約に反した場合は、組合はその組合員について電気の供給を停止することがある。

#### (供給停止の解除)

第17条 前条の規定によって電気の供給を停止した場合で、組合員がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い組合に対して支払を要することとなった債務を支払われたときには、組合は速やかに電気の供給を再開するものとする。

#### (供給の中止または使用の制限もしくは中止)

第18条 組合は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または組合員に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがある。なお、この場合には緊急やむを得ない場合を除き、組合は組合員に対し事前に文書等で通知するものとする。

- (1) 電力会社の事情により電気供給上やむを得ない場合
- (2) 組合の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合
- (3) 組合の電気工作物の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

#### (損害賠償の免責)

第19条 前第16条及び第18条の規定により、組合が電気供給を停止した場合等において、組合は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。ただし、組合の責めとなる理由による場合は、この限りではない。

- 2 漏電その他の事故が生じた場合において、組合は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。ただし、組合の責めとなる理由による場合は、この限りではない。

## 第10章 その他

#### (電力会社電気供給約款の準用)

第20条 本規約に明記されていない事項については、電力会社の電気供給約款に準じて判断し、処理するものとする。

(規約改定)

第21条 この規約の制定及び変更等は、理事会で決定し、総会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規約は、昭和44年11月5日から施行する。(当初規約)

附 則

この規約は、昭和47年5月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。(全面改正)

附 則

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正)

2 この規約は、組合員以外の事業場施設等に本組合が電気を供給するときは、組合員以外の者にも適用する。